

会計		介護保険特別会計	
施策の大綱	まちづくりの目標(章)	施策分野(節)	施策
	第2章 共生共感都市	04 高齢者福祉	01 長寿社会を支える仕組みをつくる
事業：賦課徴収事業			整理番号 0196
目的	介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていくために必要な財源を確保するため。		
目標	第1号被保険者にかかる介護保険料を適正に賦課徴収する。		
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)	8,787	コスト情報・評価 内訳 総コスト(千円) 32,592 事業費 8,787 人件費 23,805 公債費 0 一人あたり(円) 289 世帯あたり(円) 691 総合評価 B 評価理由 適正に賦課徴収されたことにより保険料必要額が確保された。
	一般財源	8,610	
	国府支出金	0	
	地方債	0	
	その他特定財源	177	
	財源内訳		
貢献度	施策に対する事業貢献度 A	根拠	適正に賦課徴収されたことにより保険料必要額が確保された。
今後の方向性	今後も介護保険料を適正に賦課徴収する必要がある。		

事業優先順位	1	細事業：賦課徴収事業		整理番号	01	
目的	介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていくために必要な財源を確保するため。					
目標	第1号被保険者にかかる介護保険料を適正に賦課徴収する。					
事業実施主体	直営	事業開始年度	平成12年度	根拠法令	介護保険法 第129条第1項	
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)	財源内訳	平成24年度	比較	平成24年度	比較
			7,964		27,802	
			一般財源	7,787	総コスト(千円)	
			国府支出金	0	事業費	7,964
			地方債	0	人件費	19,838
			督促手数料	153	公債費	0
			被保険者延滞金	24	一人あたり(円)	246
			0		世帯あたり(円)	590
今後の方向性	介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていくため今後も介護保険料を適正に賦課徴収する必要がある。					
	評価	妥当性 A	効率性 A	有効性 B	対象者 第1号被保険者(本市に住所を有する65歳以上の方及び住所地特例者) 約29,700人	

事業：賦課徴収事業

1. 賦課徴収事業

介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていくために必要な財源を確保するため、第1号被保険者の介護保険料を賦課し徴収した。

細事業：賦課徴収事業

1. 年間保険料

平成24年度については、第5期介護保険事業計画（平成24～26年度）の初年度として、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう適正な介護保険事業の運営に努めた。年間保険料額は、前年中の本人の所得や世帯の課税状況など負担能力に応じたよりきめ細やかな所得段階区分とするため、新たに「特例第3段階」を新設し、8段階10区分とした。

段階区分	対象者	介護保険料の	介護保険料額
第1段階	生活保護の受給者 市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者	基準額× 0.50	31,800円
第2段階	世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額× 0.50	31,800円
【特例】 第3段階	世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超え120万円以下の人	基準額× 0.70	44,520円
第3段階	世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人	基準額× 0.75	47,700円
【特例】 第4段階	市民税課税世帯に属する本人市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額× 0.85	54,060円
第4段階	市民税課税世帯に属する本人市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人	基準額	63,600円
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の人	基準額× 1.10	69,960円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額× 1.25	79,500円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額× 1.50	95,400円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上の人	基準額× 1.75	111,300円

2. 保険料の収納状況

保険料は、これからの高齢化社会を支える介護保険制度を円滑に運営するための貴重な財源である。

このため、お知らせ文書の送付等により、第1号被保険者の理解を得るとともに保険料の未納者に対し、文書催告・電話催告・戸別訪問を実施し保険料の収納に努めた。

区分	調定額	収納額	収納率
特別徴収	1,698,827,790円	1,698,827,790円	100.00%
普通徴収	205,138,895円	188,437,471円	91.86%
合計	1,903,966,685円	1,887,265,261円	99.12%